

公平性リスク分析規程

文書名	公平性リスク分析規程
管理番号	C 1 4 - 0 4
承認日	2018年3月11日

(目的)

第1条 本規程の目的は公益社団法人全国愛農会（以下「本会」という）の認証に関する業務における公平性のリスク分析についての手順を明らかにすることである。

(責任)

第2条 会長は公平性に対するリスクを継続的に特定し、特定されたリスクについて排除または最小化に努める。

(リスクの特定を行う範囲)

第3条 リスクの特定を行う範囲は本会の活動、本会が他との関係をもつこと、または認証に関する業務を行う者が他との関係をもつことを含み以下とする。

- (1) 所有：組織の所有者（親会社、大株主等）
- (2) 統治：他社の役員による役員会の支配（組織統制下等）
- (3) マネジメント：役員等の経営層（他社との兼務）
- (4) 要員：職員等（管理要員、検査員、判定員、判定委員等）（他社との兼務）
- (5) 共有資源：事務所の共有先
- (6) 財務：出資者、運営資金等の借入先等
- (7) 契約：何らかの契約を取り交わしている者または法人等
- (8) マーケティング：フランチャイズ等によるブランド提供先、マーケティングなどの委託先（ブランド設定を含む）
- (9) 手数料の支払い、新規申請者の紹介に関わるその他の誘引条件に基づく関係

(リスクの特定および分析)

第4条 会長は本会の認証に関する業務についての公平性を損なう可能性のある関係を日常的に把握するよう努める。また見直し会議を開催したときはリスクの特定を行う。

- 2 会長は本会の認証に関する業務についての公平性を損なう可能性のある関係を把握したときは、その関係性について調査し、利害の抵触がないか、公平性を損なっていないかについて確認する。

(公平性の確保)

第5条 会長は本会の認証に関する業務についての公平性を損なっていることを認めたときは、公平性を確保するためにリスクの排除または最小化を行う。

- 2 会長は公平性リスクの特定、分析、リスクの排除または最小化についての記録を作成し文書管理規程の規定に基づいて管理する。

(公平性委員会による利用)

第6条 公平性の特定、分析、リスクの排除または最小化についての結果は公平性委員会が利用することができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか公平性リスクに関して必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

1. この規程は2012年12月15日から適用する。
2. 2013年2月23日改定
3. 2014年1月6日改定
4. 2018年3月11日改定、2018年4月1日より発効